第５章 史跡の現状と課題

前章で整理・把握した史跡の構成要素について現状を把握・整理し、その中で明らかとなった課題について「保存管理」、「活用」、「整備」、「運営・体制」に分けて記載する。

１．保存管理

（１）保存管理の現状

１）調査・研究に関する現状

飯盛城跡は戦前から調査が行われており、平成 24(2012)年度からは大東市・四條畷市による測量調査が継続的に行われている(参照：Ｐ２表１)。平成 28(2016)年度からは大東市・四條畷市共同で国史跡指定をめざした総合調査(分布調査、測量調査、平面図作成、関連資料調査)を実施し、歴史的な解明や価値づけを進めた。その成果は令和２年(2020)に『飯盛城跡総合調査報告書』として刊行し、令和３年(2021)には国史跡に指定された。

ただし、城域が広範囲に及ぶため未踏査部分があり、未確認の城郭遺構が残されている可能性がある。また、分布を把握している石垣について、立地や遺存状況から発掘調査の実施が困難であるため詳細な構造を把握できていないものがある。

２）遺構保存に関する現状

史跡飯盛城跡には、城郭として機能していた当時の遺構(石垣や曲輪等)が現在まで継承されている。遺構の状態を見ると石垣は、急傾斜地・薄い土壌表土・樹林地といった立地にあることから、頻発する集中豪雨や台風等が誘因となって、一部石垣は崩壊や石材の散失が見られるほか、多くの石垣は膨らみ、樹根の侵入、石垣の腰回りでの土砂流出等のき損が生じている。また、大雨により曲輪法面が崩壊しているところもある。樹林には枯木や衰弱した大径木があり、表土の流出も進んでいることから、今後も遺構のき損が発生しやすい状況にある。また、イノシシの掘り返しによって曲輪面や切岸の表土が荒らされているところが散見される。

崩壊を防ぐために応急処置を施している石垣はあるが、き損が発生した際の遺構の復旧対応が決まっておらず、迅速な対応はできていない状況にある。

図 116　ほぼ崩壊している石垣(石垣 71)

図 117　ほとんど残存していない石垣(石垣 27)

図 118　崩壊が進んでいる石垣(石垣 89)

図 119　一部の石材が散失した石垣
(石垣 69)

図 120　獣害により土砂が流出した
石垣(石垣 6･7)

図 121　応急保護措置を施している
石垣(石垣 1)

図 122　石垣面に樹木が生育
している石垣(石垣 69)

図 123　崩壊した曲輪法面

図 124　指定地内における倒木
(石垣 10 付近)

3）日常管理・防災対策に関する現状

飯盛城跡城内の危険木の伐採は令和３(2021)年度から大東市が順次実施しているほか、倒木の除去、下草刈り等はボランティアによって行われている箇所もある。現在、飯盛山で活動しているボランティアは自然環境やハイキング道維持のための活動を主としており、文化財の観点からの維持活動は行われていない。史跡の維持管理は管理団体である大東市・四條畷市が各関係機関、関係団体と連携・調整を取りながら担っている。災害後の史跡の被害状況の確認は行っているが、石垣の構造や現況をとりまとめた台帳は作成しておらず、日常的な見廻り方法も確立されていない。

史跡指定地のほぼ全域が民有地であり、ＦＭ送信所や社寺、墓地等の宗教施設もある。土地所有者に対して、現状変更の取扱いに関する説明会を実施しており、史跡の保存に関する理解と適切な維持管理を促している。史跡指定地内において個人・団体等が花の植栽や工作物を設置しているところが一部みられる。

史跡指定地内には土砂災害警戒区域や砂防指定地等があり、治山事業等が行われている。災害発生時の登山道の崩壊に対する土留め工事等は行われているが、遺構保存を目的とした防災整備工事は実施していない。ＦＭ送信所に至る道については民有地であるが、土砂崩れ等が起こった場合、大東市とＮＨＫ、ＦＭ大阪の三者で復旧に関する協定を結んでいる。

図 125　個人・団体等による
花の植栽(曲輪 89)

図 126　個人・団体等が設置した
工作物(曲輪 90)

図 127　土砂流出発生箇所
(石垣 69)

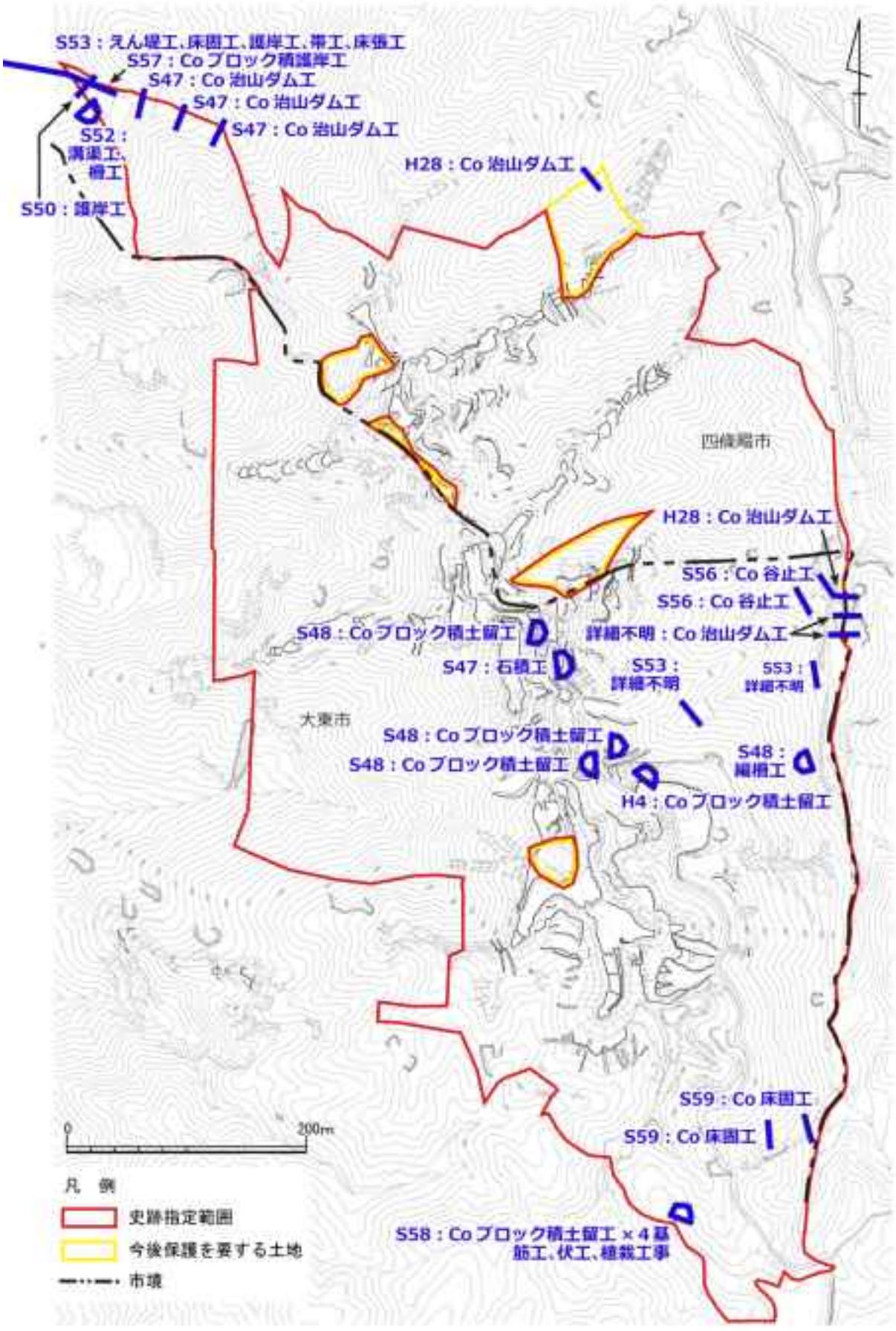

図 128　史跡指定地内における治山事業の位置

表 21　史跡指定地内における治山事業等の主な履歴

時期	概ねの場所	事業内容
昭和 47 年(1972)	北西部斜面	治山ダム工(３箇所)
昭和 47 年(1972)	Ⅰ郭東側	石積工(治山事業)
昭和 48 年(1973)	楠公寺周辺	ブロック積土留工(２箇所)(治山事業)
昭和 48 年(1973)	Ⅱ郭(本郭)東側	ブロック積土留工(治山事業)
昭和 48 年(1973)	権現川沿い	編柵工(治山事業)
昭和 50 年(1975)	北西部斜面	護岸工(治山事業)
昭和 52 年(1977)	北西部斜面	溝渠工・柵工(治山事業)
昭和 53 年(1978)	権現川沿い	治山事業(詳細不明)
昭和 53 年(1978)	東部斜面	治山事業(詳細不明)
昭和 53 年(1978)	北西部斜面	えん堤工、床固工、護岸工、帯工、床張工
昭和 56 年(1981)	権現川沿い	谷止工(２箇所)(治山事業)
昭和 57 年(1982)	北西部斜面	ブロック積護岸工(治山事業)
昭和 58 年(1983)	南部斜面	ブロック積土留工(４基)、筋工、伏工、植栽工(治山事業)
昭和 59 年(1984)	南部斜面	床固工(２箇所)(治山事業)
平成 4 年(1992)	楠公寺周辺	ブロック積土留工(治山事業)
平成 28 年(2016)	権現川沿い	治山ダム工
平成 28 年(2016)	北部斜面	治山ダム工

４）自然環境・景観保全に関する現状

史跡飯盛城跡の全域は金剛生駒紀泉国定公園の区域内であり、自然豊かな環境にある。飯盛山を含む周辺の一帯は多様な生物の生息域となっており、植物や昆虫、鳥類の観察の場ともなっている。

また、史跡指定地のほぼ全域が樹林に覆われており、東斜面はスギ・ヒノキの人工林、西斜面は山麓部分に一部人工林があるが、多くは落葉樹林となっている。以前は里山林として機能していたが、現在は放棄され荒廃が進んでいる。一部樹林では、樹冠が閉鎖して林内が暗くなり、草本や低木等の下層植生が十分に生育していないところもある。生駒山系では近年ナラ枯れ被害が拡大しており、大東市は史跡指定地内のナラ枯れ発症木を含む危険木伐採等の対策事業を実施している。また、曲輪上には昭和 40 年代に植えられた桜があるが、立ち枯れているものも多く見られる。

景観阻害となる樹木が伐採されているⅡ郭(本郭)やⅥ郭では大阪平野や京都盆地を一望できる眺望環境が確保されている一方、Ⅷ郭(千畳敷郭)やⅨ郭(南丸)ではコナラやクヌギの大径木により景観が阻害されている。

史跡指定地を含む飯盛山の一部区域には竹林が分布しており、飯盛山山麓の大東市の市有地では北条里山再生プロジェクトとして竹の伐採等の活動が行われている。なお、竹林は遺構のある範囲からは離れているが、将来的に竹林の拡大が進むことで遺構への影響が懸念される。

表 22　近年における史跡指定地内での樹木伐採(危険木伐採)の主な履歴

時期	市域	概ねの場所	伐採本数
令和 2 年(2020) 9 月	大東市	石垣 11	2 本
令和 2 年(2020)11 月	大東市	桜池からＸ郭南側まで	42 本
令和 3 年(2021) 7 月	大東市	Ⅰ郭東斜面からⅧ郭までの道路沿い	20 本
令和 4 年(2022) 1 ～ 2 月	大東市	石垣 1・石垣 69 付近、Ⅷ郭北東斜面	70 本
令和 4 年(2022) 8 ～ 9 月	大東市	Ⅷ郭北東斜面、Ⅰ郭東斜面	39 本
令和 5 年(2023) 1 月	大東市	桜池～Ｘ郭南側まで	186 本
令和 5 年(2023) 2 月	大東市	石垣 6･7	2 本
令和 5 年(2023) 9 月	大東市	桜池～Ｘ郭南側まで	71 本

５）獣害対応に関する現状

飯盛山を含む一帯にはイノシシが生息しており、イノシシの掘り返しによって曲輪面や切岸の表土が荒らされているところがある。また、石垣の腰回り付近においても掘り返しが見られるところがあり、石垣の崩壊等が危惧される状況にある。

大東市では「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画(第４期)」及び「大東市鳥獣被害防止計画」、四條畷市では「四條畷市鳥獣被害防止計画」に基づいて、イノシシの捕獲等の対策事業が行われているが、農作物等への被害軽減が目的であり、遺構保護を目的とした捕獲等は行われていない。

図 129　曲輪面の掘り返し(曲輪 89)

図 130　石垣付近での掘り返し(石垣 6･7)

６）史跡指定・土地所有に関する現状

史跡指定地内の土地所有は 99%以上が民有地であり、大東市が里道、四條畷市が里道と河川敷を所有している。土地所有者の同意を得ながら史跡指定を進めているが、今後保護を要する土地として同意が得られ次第、史跡追加指定を進める区域も一部残っている。史跡指定地内は、地籍調査が行われておらず、筆界が確定していない。

（２）保存管理の課題

史跡の保存管理に関する現状を踏まえ、史跡の保存管理に関する課題について検討する。

①調査・研究に関する課題	**◆遺構把握のための分布調査の継続** 未踏査・未測量の遺構について、分布調査を継続し飯盛城跡の状況をより詳細に把握する必要がある。 **◆石垣調査の継続** 石垣の構造把握と分類のため調査を継続する必要がある。また、調査成果を踏まえて、今後、石垣台帳を作成・更新していくことが求められる。 **◆遺構保存に関する調査の実施** 保全対策の方針を検討するため、遺構保存のための地質調査や遺構の構造把握等の調査等を早期に実施する必要がある。 **◆考古学調査の実施** 飯盛城跡の状況を解明するために特定区域の発掘調査について検討する必要がある。

②遺構保存に関する課題	**◆遺構き損部分の復旧方法の検討** 既にき損している遺構の復旧方法について検討する必要がある。 **◆遺構の保全やき損時の対応策の検討** 今後遺構のき損が進まないようにするために、遺構の保全対策方針を策定し、保全方法やき損時の対応策を検討する必要がある。 **◆遺構保存のための樹木・森林管理の検討** 遺構をき損しかねない樹木の伐採や表土流出を生じにくくする森林管理の考え方について検討する必要がある。
③日常管理・防災対策に関する課題	**◆石垣台帳の作成** 石垣の特性や現況を踏まえて適切に維持管理するために、石垣台帳を作成する必要がある。 **◆遺構保存のための定期的な管理** 遺構やその周辺部の現況を把握し、遺構保存のための早期対応ができるように、見廻り等の定期的な管理が必要である。 **◆土地所有者や活動団体等への遺構保存に関する理解促進** 史跡を適切に管理するため、土地所有者や活動団体等に遺構保存に関する理解促進を進める必要がある。 **◆遺構の防災対策の検討** 史跡指定地内には治山施設(治山堰堤)等が含まれており、土砂災害時の対応の検討が必要である。
④自然環境・景観保全に関する課題	**◆樹木・森林環境の管理** 将来的に遺構のき損を防ぎ、安全に散策・見学できるように、危険木の伐採や林床を明るくする間伐等の樹木・森林管理が必要である。 **◆眺望景観の維持** 三好長慶も眺めた優れた眺望景観を維持するための樹木管理が必要である。
⑤獣害対応に関する課題	**◆獣害対策の検討** イノシシの掘り返し被害を軽減させる方法を検討する必要がある。
⑥史跡指定・土地所有に関する課題	**◆追加指定・公有化への対応** 飯盛城跡の未指定地について追加指定を検討する必要がある。また、史跡指定地の地籍調査や公有化を検討する必要がある。

（3）構成要素ごとの保存管理の現状・課題の整理

表 23　構成要素ごとの「保存管理」の現状・課題

項目		諸要素		現状	課題
A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素		地上遺構		・未踏査のところがあるほか、分布を把握している遺構においても発掘調査・測量調査をしていないところがある。 ・崩壊やき損が生じている遺構がある。 ・石垣の構造等をとりまとめた台帳は作成していない。 ・遺構の周辺に遺構をき損しかねない危険木がある。 ・遺構保全やき損時の対策が定まっていない。 ・日常的な見廻り方法が確立されていない。	・遺構確認のための分布調査と考古学的調査の実施が必要である。 ・遺構の保全と復旧方法を検討する必要がある。 ・危険木に対して伐採等の対応を施す必要がある。 ・石垣台帳を作成する必要がある。 ・遺構の保存方法を検討する必要がある。 ・日常的な見廻り方法を検討する必要がある。
		地下遺構		・分布を把握している遺構においても発掘調査をしていないところがある。 ・イノシシによる地面の掘り返しや曲輪面への植樹による遺構き損が懸念される。	・遺構確認のための分布調査と地下遺構確認のための考古学的調査の実施が必要である。
B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素		飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等		・総合調査等で調査しており、文献資料等は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・今後も継続的に文献資料等を保存管理することが必要である。
		飯盛城跡の眺望景観		・一部の箇所において、眺望景観が確保されている。	・今後も眺望景観を適切に確保することが求められる。
C 史跡指定地内におけるその他の要素	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料		・総合調査等で調査しており、資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・今後も継続的に調査を実施、資料を収集するとともに資料類を保存管理することが必要である。
		近代の飯盛山開発に関する歴史遺産	大正期の登山道整備に関わる歴史遺産	・史跡指定地内にあり、保存されている。	・飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。 ・設置者を特定し、保存管理の協力をお願いする必要がある。
			南朝顕彰事業や戦争に関わる歴史遺産	・史跡指定地内にあり、保存されている。	・飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。 ・設置者を特定し、保存管理の協力をお願いする必要がある。
		近代の飯盛山開発に関する資料類		・総合調査等で調査しており、資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・今後も継続的に資料類を保存管理することが必要である。

	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	飯盛山の自然的環境		・国定公園として豊かな自然環境が保全されている。 ・遺構をき損しかねない樹木や安全上危険な樹木がある。	・豊かな自然環境を保全しつつ、遺構や来訪者に対する危険木の伐採等を検討する必要がある。
	ウ 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	案内板、説明板、標柱、注意看板	・史跡境界標は設置していない。	・今後設置を検討する必要がある。
		便益施設	トイレ、ベンチ、展望台	－	－
		管理施設	舗装道路	－	－
			登山道･階段		
			排水施設	・機能不全となっている。	・機能不全となっている施設の改修・撤去等を検討する必要がある。
			柵･手すり	・社寺境内に設置されたものもあり、良好に維持管理されている。	・管理者に対して史跡の保存･活用について理解促進を進める必要がある。
			近現代の石垣及び擁壁	・劣化や破損が進んでいるものがある。	・修復や撤去等を検討する必要がある。
			電信柱	・民間事業者によって維持管理されている。	・管理者に対して史跡の保存･活用について理解促進を進める必要がある。
			二級基準点	・測量時の基準点として機能を発揮している。	－
		治山施設等	治山堰堤	・各施設の持つ機能を発揮している。	・今後も史跡指定地内の防災対策のため、適切な維持管理と整備が必要である。
			土留め		
	エ その他の要素	公益施設等	宗教施設	・社寺や民間事業者によって維持管理されている。	・管理者に対して史跡の保存･活用について理解促進を進める必要がある。
			墓地		
			FM送信所		
			送電塔		
		個人･団体等が設置した工作物		・史跡指定地内に個人･団体等が設置した工作物がある。	・個人･団体等が設置した工作物の将来的な撤去を検討する必要がある。
D 周辺地における要素	オ 史跡の本質的価値に関連する要素	飯盛城の防御のために築かれた支城跡		・野崎城跡は整備しているが、その他の支城跡は整備していない。	・支城跡について、可能なものは整備を検討する必要がある。
		推定登城道		・推定登城道のいくつかは、主要なハイキング道となっている。	・史跡へのアクセスルートとして､ハイキング道の定期的な点検・管理が必要である。
	カ 史跡の歴史的経緯に関わる要素	街道、 旧深野池の範囲		－	－
	キ 史跡の保存・活用に関わる要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板、史跡見学者用駐車場、生涯学習施設		－	－

２．活用

（１）活用の現状

１）価値の普及・情報発信に関する現状

飯盛城跡に関するシンポジウムや展示等は平成22年(2010)より継続的に実施している(参照Ｐ２表１)。大東市・四條畷市教育委員会は共同で平成30(2018)年度から継続して「クローズアップ飯盛城」と題し調査報告会を開催している。飯盛城跡の価値を普及するために無料配布用パンフレット『国史跡飯盛城跡パンフレット』や『飯盛城跡―石垣ガイド―』等を刊行・配布している。総合調査の成果も積極的に報道提供しており、南エリアで石垣を発見した記事は新聞やニュースで大きく取り上げられている。

図 131　飯盛城跡に関するパンフレット

シンポジウムや展示、パンフレットの刊行等によって価値の普及や情報発信に努めているが、史跡飯盛城跡のガイダンス施設はなく、両市の歴史民俗資料館や大東市立野崎まいり公園等において展示紹介している。

本計画策定にあたっては、「飯盛城跡を未来に活かすかたちを考えるワークショップ」と題して、市内在住・在勤・在学者を対象とした全４回のワークショップを開催しており、参加者から様々な活用アイデアを得るとともに普及啓発を図った。なお、ワークショップの詳細については資料編(Ｐ128～Ｐ137)に掲載している。

２）周辺施設・文化財等とのネットワークに関する現状

史跡飯盛城跡の保存・活用に関わる公共施設としては、両市の歴史民俗資料館と大東市立野外活動センターが挙げられる。飯盛城の近辺には、これらの公共施設のほかに、飯盛城の支城跡や街道等があるが、ネットワークは構築されていない。

３）教育的活用に関する現状

小学校等の校外学習の一環として飯盛山ハイキングを取り入れることもある。ただし、城跡の見学ではなく、自然学習や健康づくりが目的となっている。社会教育の資源でもあり、講演会やシンポジウム等が開催されている。四條畷市では、昭和54年(1979)から毎月第２日曜日に四條畷神社から飯盛山山頂まで歩く「畷歩こう会」が開催されており、自然と触れ合いながら健康増進と参加者相互の交流を図っている。また、大阪府立消防学校が飯盛山を訓練の場として利用している。

図 132　「畷歩こう大会」の様子

４）観光活用・シティプロモーションに関する現状

図 133 「三好長慶公武者行列ｉｎ大東」

大東市は飯盛城跡と城主の三好長慶を重要なコンテンツと位置づけており、観光部局が三好長慶生誕500年記念動画を作成し市のＰＲを行っている。大東市での三好長慶の歴史や魅力を伝える活用として、毎年「三好長慶公武者行列ｉｎ大東」と題し武者行列を開催しており、マンガ『飯盛城主・三好長慶と大東の歴史(戦国時代編)』の発行・販売も行っている。両市では『続日本100名城』指定後には、続日本100名城スタンプを設置している。大東市では全国的な城イベントや都市部等においてブース出展し、ＰＲ活動を展開している。令和２(2020)年度から飯盛城御城印を販売、令和３(2021)年度には国史跡指定記念として限定御城印を販売し、令和４(2022)年度(第１弾)・令和５(2023)年度(第２弾)には両市で販売し、好評を博している。

民間ではボランティア団体が協力し、三好長慶の関連する各市をリレー形式で結び、長慶ゆかりの城や寺院を紹介する動画を作成し、ホームページや大東市立歴史民俗資料館で放映している。

来訪者へのガイドは両市のボランティア団体が希望のあった団体・個人に無料で行っている。

５）地域のまちづくり資源としての活用に関する現状

図 134　楠公通り商店街

最寄り駅から史跡飯盛城跡に徒歩で向かう場合は、ＪＲ四条畷駅からは楠公通り商店街、ＪＲ野崎駅からは野崎参道商店街を通るルートとなる。四條畷商店会では、一部店舗において飯盛城の御城印の販売をしている。野崎参道商店街では、上記の「三好長慶公武者行列ｉｎ大東」の会場となっているほか、御城印等の購入者や商店街主催による飯盛城跡ガイドツアー参加者へ商店街で使えるクーポンを配布する等の取り組みが行われている。飯盛城や三好長慶を活用した取り組みは、地域のまちづくり資源としての活用も行われている。

（2）活用の課題

史跡の活用に関する現状を踏まえ、史跡の活用に関する課題について検討する。

①価値の普及・情報発信に関する課題	**◆講演会や刊行物作成等の継続** 広く情報発信することで史跡の本質的価値の理解促進につなげるために、展覧会・講演会や定期講座の開催、周知用刊行物の作成を継続的に実施する必要がある。 **◆ガイダンス施設整備の検討** 史跡飯盛城跡の価値の普及を促進するために、史跡飯盛城跡の解説に特化した施設整備の検討が必要である。
②周辺施設・文化財等とのネットワークに関する課題	**◆関連文化財を活かした見学ルートの設定** 飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるために、両市の歴史民俗資料館や支城跡、文化財等とのネットワークの構築が必要である。
③教育的活用に関する課題	**◆教育での現地案内・出張授業等の積極的な取り入れ** 飯盛城跡をわがまちの歴史遺産として認識し、シビックプライド・郷土愛の醸成につなげるために、学校での郷土教育や社会教育の展開等を進める必要がある。
④観光活用・シティプロモーションに関する課題	**◆三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを活かした取り組みの推進** より多くの人に飯盛城跡の価値や魅力を認知してもらうため、三好長慶など飯盛城跡の歴史ストーリーを魅力資源として、観光活用やシティプロモーションに資する情報発信や観光活用等を進める必要がある。
⑤地域のまちづくり資源としての活用に関する課題	**◆地域のまちづくり資源としての活用の促進** 身近な文化財を活用することは地域コミュニティの活性化や保存・活用の意識醸成につながることが期待できるため、地域のまちづくり資源としての飯盛城跡の活用を促進することが求められる。

（3）構成要素ごとの活用の現状・課題の整理

表 24　構成要素ごとの「活用」の現状・課題

項目		諸要素		現状	課題
A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素		地上遺構		・安全に見学できる地上遺構が少ない。	・発掘調査報告書の刊行等で情報発信に努める必要がある。
		地下遺構		・見学できる地下遺構はない。	・発掘調査報告書の刊行等で情報発信に努める必要がある。
B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素		飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等		・文献資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
		飯盛城跡の眺望景観		・展望所からの眺望景観は飯盛山の中でも人気のスポットとなっている。	・飯盛城跡における眺望景観の意味合いについて解説することが求められる。
C 史跡指定地内におけるその他の要素	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料		・資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
		近代の飯盛山開発に関する歴史遺産	大正期の登山道整備に関わる歴史遺産	・見学等で活用されており、飯盛山の歴史を物語る重要な歴史遺産である。	・飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。
			南朝顕彰事業や戦争に関わる歴史遺産	・見学等で活用されており、飯盛山の歴史を物語る重要な歴史遺産である。	・飯盛城跡の価値とは異なるが、飯盛山の歴史を理解するうえで重要な歴史遺産であり、今後も保存管理する必要がある。
		近代の飯盛山開発に関する資料類		・資料類は大東市・四條畷市や所有者が適切に保存管理している。	・展覧会での公開など情報発信に努める必要がある。
	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	飯盛山の自然的環境		・国定公園としてレクリエーションの場として利用されている。	・豊かな自然環境を保全するため、今後も適切な森林管理を行う必要がある。
	ウ 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	案内板	－	－
			説明板		
			標柱		
			注意看板		
		便益施設	トイレ	－	－
			ベンチ		
			展望台		
		管理施設	舗装道路	－	－
			登山道･階段		
			排水施設		
			柵･手すり		
			近現代の石垣及び擁壁		
			電信柱		
			二級基準点		
		治山施設等	治山堰堤	－	－
			土留め		

	エ その他の要素	公益施設等	宗教施設	・社寺や民間事業者によって管理運営されている。	・管理者に対して史跡の保存･活用について理解促進を進める必要がある。
			墓地		
			FM送信所		
			送電塔		
		個人･団体等が設置した工作物		－	－
D周辺地における要素	オ 史跡の本質的価値に関連する要素	飯盛城の防御のために築かれた支城跡		・史跡飯盛城跡とのネットワークは構築されていない。	・飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるためのネットワーク構築が必要である。
		推定登城道			
	カ 史跡の歴史的経緯に関わる要素	街道		・史跡飯盛城跡とのネットワークは構築されていない。	・飯盛城跡の価値や歴史に関する理解をより深めるためのネットワーク構築が必要である。
		旧深野池の範囲			
	キ 史跡の保存・活用に関わる要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板		・危険木や段木の損傷がみられる。 ・ハイキング道上に案内板が少ない。	・史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。 ・史跡へのアクセス道上のサイン整備を検討する必要がある。
		史跡見学者用駐車場		・令和３年に史跡指定地近辺に史跡見学者用駐車場が整備された。	・史跡指定地内への車の乗り入れを減らすため、車利用者には史跡見学者用駐車場の利用を促す必要がある。
		生涯学習施設		・両市の歴史民俗資料館等では、飯盛城跡の展覧会や情報発信等が行われている。	・史跡の価値を普及するため、継続的に展覧会や情報発信等を行う必要がある。

３．整備

（１）整備の現状

１）保存のための整備の現状

保存目的の整備としては、現状では、石垣応急保護措置や支障木の伐採など限定的であり、予防保全型の整備はこれまでほとんど行われていない。曲輪では法面が大雨による土砂崩れや見学者の踏圧等によるき損が起こっている箇所が多数ある。石垣では樹木が生育しているものや腰回り周辺部の表土流出が生じているものがあるが、急傾斜地・薄い土壌表土といった立地にあることから、重機等を使用した整備が難しい状況にある。このような状況にあるため、城郭石垣だと認められる石垣においても、対策が十分に講じられていない。

史跡指定地内には、これまで主に大正時代からのハイキング道整備や昭和時代の遊園地開発等が行われており、その際に整備された史跡の保存・活用とは関係のない構造物(擁壁や側溝等)が現在も残されており、劣化が進んでいるものもある。

２）公開・活用のための整備の現状

（遺構の公開に関する現状）

飯盛城跡は飯盛山のハイキングコースの一部に組み込まれており、飯盛山でハイキングを楽しむ姿が多数みられる。平成29(2017)年度に続日本100名城に選ばれてからは飯盛城跡の見学者が増加し、休日は多くの人で賑わっている。

遺構はハイキング道から見ることができるが、安全に遺構を見学してもらうための特別な整備は行っていない。そのため、登山道沿いにない遺構や登山道沿い斜面下側の石垣等は見学することができない。遺構が見学できる立地にあっても、生育した樹木によって視線の妨げとなっているところがある。急傾斜地に立地するものについては公開が困難なものが多く、それらを見学するための施設は見学者の安全上整備していない。

令和４年(2022)４月に、史跡飯盛城跡の1560年代頃の様子を再現したＣＧアプリ『よみがえる飯盛城～「天下人」三好長慶 最後の居城』(監修：中井均滋賀県立大学名誉教授)を公開し、飯盛城の主要ポイントのＶＲ閲覧を可能にしている。

図 135　東側から見た飯盛城のＣＧ

（見学環境に関する現状）

史跡指定地内には飯盛山のハイキングコースにもなっている登山道が整備されており、主要な郭を行き来することができる。国史跡に指定されたことで来場者が増加したこともあり、登山道の段木がすり減ったり、表土が流出したりしているところがある。また、ハイキングコースではない場所に新たな道ができるなど遺構のき損も生じている。

図 136　土砂流出の進む登山道

史跡指定地内の登山道や展望台等の管理・便益施設の多くは、史跡指定以前に整備されたものであり、史跡指定後に整備されたものはほとんどない。便益施設としては、トイレやベンチ、展望台、史跡見学者用駐車場(※史跡指定地外)を整備している。トイレは楠公寺前にバイオトイレを整備しており、ベンチはⅤ郭、Ⅵ郭に設置されている。展望台は、昭和33(1958)年度に野崎観音・飯盛山苑地整備事業としてⅡ郭(本郭)に建設している。史跡見学者用駐車場は令和３(2021)年度に大東市立野外活動センター東側に整備し、16台が駐車可能(うち１台マイクロバス)である。

図 137　法面崩壊注意喚起の看板

（サイン整備に関する現状）

史跡飯盛城跡のパンフレットは配布・公開されているが、史跡指定地内に公的に整備されたサインも説明板･案内板ともにほとんどなく､現在地と遺構の関係や遺構の特徴等を知ることが難しい。また、最寄り駅から飯盛城跡までのアクセス道に誘導看板は少なく、個人が設置したものに頼っている状態である。いずれも多言語対応していない。

展望台の１階部分には大東市の掲示板が設置されているほか、壁面は個人・団体等の情報発信の場となっており、様々なチラシや説明板等が掲示されている。

図 138　個人が設置した誘導看板

図 139　個人が設置した説明板

図 140　展望台１階部の掲示の様子

（アクセス環境に関する現状）

飯盛城跡の最寄駅はＪＲ学研都市線の四条畷駅及び野崎駅であり、大阪市内の京橋駅からの所要時間は約15分である。また、国道170号(大阪外環状線)や国道163号など広域的な交通ネットワークを組む幹線道路もあり、交通アクセス環境はよい立地にある。令和３年に史跡見学者用駐車場が整備されたことから、史跡飯盛城跡近辺に車を止めることができ、史跡見学者用駐車場からⅡ郭(本郭)までは徒歩約15分程度で行ける。

主要な登山口は最寄り駅から近距離にあり、登山道は複数存在している。主要なハイキングコースは、慈眼寺(野崎観音)から西側斜面を経て北尾根を登るルート、四條畷神社から西側斜面を登るルート、権現川沿いから東側斜面を登るルートがあり、これらのルートは最寄り駅から徒歩90分以上かかる。四條畷神社からのルートは北尾根が急傾斜地となっている。近鉄バス竜間停留所から登るルートでは約40分で行くことができる。登山道は段木が破損しているところもあり、一部通行に支障が生じているところがある。

（2）整備の課題

史跡の整備に関する現状を踏まえ、史跡の整備に関する課題について検討する。

①保存のための整備の課題	**◆遺構の復旧** 史跡飯盛城跡の本質的価値を保存するために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める必要がある。 **◆遺構の保全・防災対策** 今後遺構のき損が進まないようにするために、遺構の保存状態や立地等によって対応の違いを検討しつつ、石垣の腰回りの強化や遺構法面の土留めなど保全・防災対策の整備を進める必要がある。 **◆樹木の維持・管理** 遺構をき損しかねない危険木を調査し、伐採等の対応を進める必要がある。また、表土流出を生じにくくするために、林床を明るくする間伐等の森林整備を進める必要がある。 **◆危険な構造物等の撤去の検討** 史跡の保存と来訪者の安全を守るために、安全管理上問題のある擁壁や個人設置の工作物等の撤去を検討する必要がある。
②公開・活用のための整備の課題	**◆見学環境の整備** 史跡の価値を理解しつつ、安全に見学してもらうために、遺構の保存状態や立地等を踏まえて来訪者に見せる遺構を検討し、安全に見学できる環境を整備する必要がある。 **◆管理・便益施設の更新** 飯盛城跡を安全で快適な見学環境にするために、機能不全や老朽化している管理・便益施設の撤去・更新・移設等を検討する必要がある。 **◆サインの整備** 来訪者に史跡の価値や魅力を効果的に伝えるため、案内板・説明板を整備する必要がある。また、飯盛城跡のアクセス道についても、説明板や見学ルートのサイン設置が必要である。 **◆史跡へのアクセス道の修復管理** 山麓から史跡指定地へ安全にアクセスしてもらうために、アクセス道の定期的な点検とともに、道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。

（3）構成要素ごとの整備の現状・課題の整理

表 25　構成要素ごとの「整備」の現状・課題

項目		諸要素		現状	課題
A 史跡飯盛城跡の本質的価値を構成する要素		地上遺構		・崩壊や石材の抜け落ちなどき損が生じている遺構がある。 ・遺構の周辺に遺構をき損しかねない危険木がある。 ・安全に見学できる遺構が少ない。	・優先度を検討し、段階的に復旧整備を進める必要がある。 ・危険木に対して伐採等の対応を施す必要がある。 ・見せるポイントを定めるなどして安全に遺構を見学できる環境の整備が必要である。
		地下遺構		－	－
B 史跡飯盛城跡の本質的価値に準ずる要素		飯盛城跡の歴史的価値の説明において不可欠な出土遺物や同時代の文献資料等		－	－
		飯盛城跡の眺望景観		・一部の箇所において、眺望景観が確保されている。	・眺望景観を保全するために景観に支障となりうる樹木の管理等が求められる。
C 史跡指定地内におけるその他の要素	ア 近世以降の飯盛山特有の歴史に関わる要素	近世の飯盛城や飯盛山に関する資料		－	－
		近代の飯盛山開発に関する歴史遺産	大正期の登山道整備に関わる歴史遺産	・遺構の上に設置されているものがある。 ・経年により破損しているものがある。	・今後整備等を検討する必要がある。
			南朝顕彰事業や戦争に関わる歴史遺産	・経年により破損しているものがある。	・今後整備等を検討する必要がある。
		近代の飯盛山開発に関する資料類		－	－
	イ 飯盛山の自然的環境を構成する要素	飯盛山の自然的環境		・石垣等の遺構をき損しかねない樹木や安全上危険な樹木がある。	・豊かな自然環境を保全しつつ、遺構や来訪者に対する危険木の伐採等を検討する必要がある。
	ウ 史跡の保存・活用に関わる要素	サイン類	案内板	・市やボランティアが設置した誘導標識や説明板、山火事防止看板があるが、計画的に設置されたものではない。 ・史跡標柱が設置されていない。	・史跡指定地内のサイン設計、管理計画を行い、説明板や誘導標識を撤去、新設する必要がある。 ・史跡標柱を設置する必要がある。
			説明板		
			標柱		
			注意看板		
		便益施設	トイレ	・楠公寺前にバイオトイレを整備している。	・今後も日常的な点検と維持管理が必要である。 ・機能不全や老朽化している管理・便益施設の撤去・更新・移設等を検討する必要がある。
			ベンチ	・Ⅴ郭、Ⅵ郭にベンチを設置している。	
			展望台	・Ⅱ郭(本郭)に展望台を整備している。	
		管理施設	舗装道路	・史跡指定地内の登山道は一部舗装されており、アクセス道になっている。	
			登山道･階段	・段木の損傷やイノシシによる掘り返しがみられる。	

			排水施設	・機能不全となっているものがある。	
			柵･手すり	・社寺に設置されたものもあり、良好に維持管理されている。	
			近現代の石垣及び擁壁	・劣化が進んでいるものもあり、来訪者の安全確保に危惧がある。	
			電信柱	－	
			二級基準点		
		治山施設等	治山堰堤	・各施設の持つ機能を発揮している。	・今後も史跡指定地内の防災対策のため、適切な維持管理と整備が必要である。
			土留め		
	エ その他の要素	公益施設等	宗教施設	－	－
			墓地		
			FM送信所		
			送電塔		
		個人･団体等が設置した工作物		・史跡指定地内に個人･団体等が設置した工作物がある。	・個人･団体等が設置した工作物の将来的な撤去を検討する必要がある。
D 周辺地における要素	オ 史跡の本質的価値に関連する要素	飯盛城の防御のために築かれた支城跡		・野崎城跡は整備しているが、その他の支城跡は整備していない。	・支城跡について、可能なものは整備を検討する必要がある。
		推定登城道		・推定登城道のいくつかは、主要なハイキング道となっている。	・史跡へのアクセス道の定期的な点検・管理が必要である。
	カ 史跡の歴史的経緯に関わる要素	街道		－	－
		旧深野池の範囲			
	キ 史跡の保存・活用に関わる要素	飯盛山のハイキングコース及びコース上の案内板		・危険木や段木の損傷がみられる。 ・ハイキング道上に案内板が少ない。	・史跡へのアクセス道沿いの危険木伐採や段木の修復等の管理が必要である。 ・史跡へのアクセス道上のサイン整備を検討する必要がある。
		史跡見学者用駐車場		－	－
		生涯学習施設		－	－

４．運営・体制の整備

（１）運営・体制の現状

史跡指定地のほとんどが民有地だが、保存・管理や整備等に関する取り組みは、史跡飯盛城跡の管理団体に指定されている大東市・四條畷市が国・府・有識者の指導・助言を受けながら行っている。主に活用に関しては、地権者や関係部局、関係機関、地域住民の協力を得ながら取り組みを進めている。しかし、連携体制としては十分に構築できているとは言えない状況である。

防災については、飯盛山を火災から守るために消防組合と消防団等が連携して火災訓練を行っている。

山上の城郭遺構や登山道については、大東市・四條畷市が森林環境保全のための支障木・危険木の伐採を順次実施している。一部の箇所では、下草刈りや倒木の除去がボランティア活動として行われている。社寺・ＦＭ送信所といった公益施設等ではそれぞれが維持管理しており、ＦＭ送信所や送電塔の周辺地では電波障害となる支障木の枝打ち等が民間会社によって行われている。これらは行政・各団体が各々行っており、連携した作業にはなっていない。

観光ガイドについては、観光ボランティアが依頼を受けて行っているほか、地元のボランティアや城郭愛好家等が案内、解説を行っている。

飯盛城の城主であった三好長慶を活用の軸とした市民団体等も設立されており、歴史講演会や動画作成、市民サポーターの養成等が行われている。

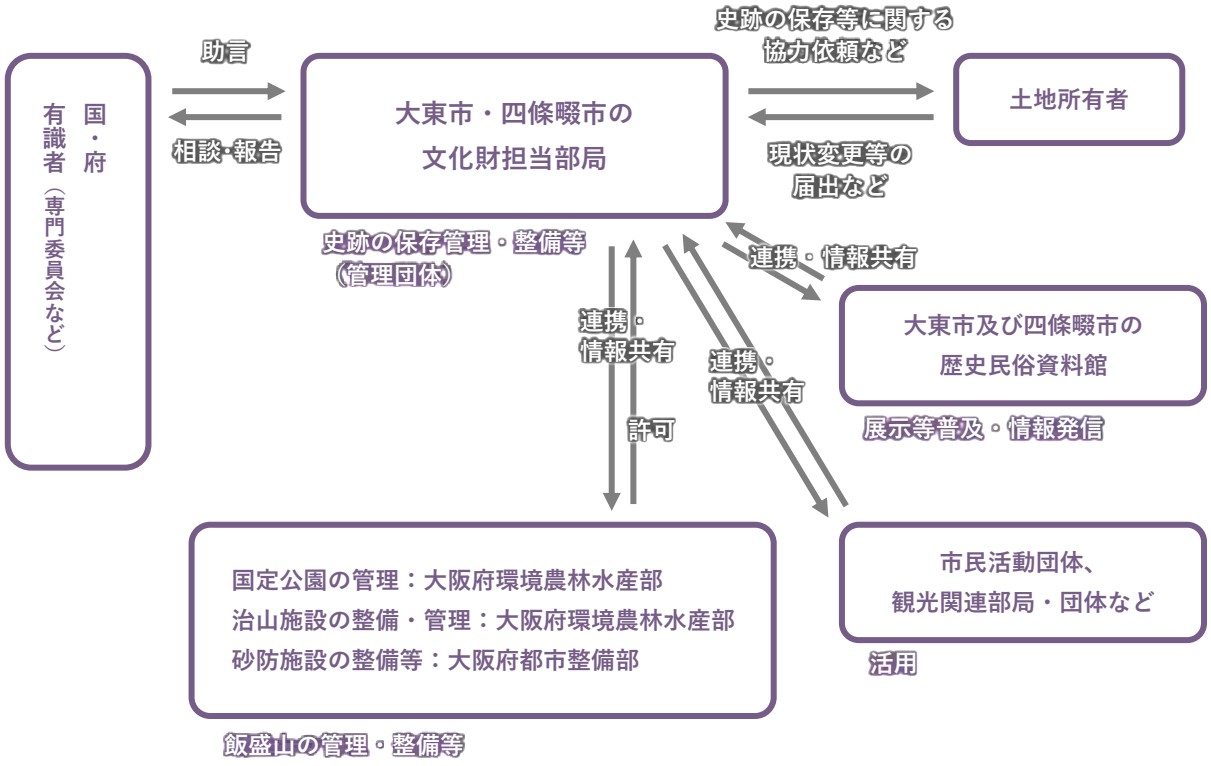

図 141　史跡飯盛城跡に関する体制の現状

（2）運営・体制の課題

史跡の運営・体制に関する現状を踏まえ、史跡の運営・体制に関する課題について検討する。

運営・体制に関する課題	**◆史跡飯盛城跡を保存・活用する体制の構築** 大東市・四條畷市は史跡飯盛城跡の管理団体の指定をうけているため、今後は保存・整備を中心的に担う必要がある。そして、国・府・有識者の指導・助言を受けながら、地権者・地域住民・活動団体・研究教育機関・庁内関係部局等との連携・協力を強化し、事業を推進する新しい体制を構築することが必要である。